

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、三期目の県政運営に当たり、御挨拶と所信の一端を申し述べさせていただきます。

私は、この度、多くの県民の皆様から御支援をいただき、三たび県政を担わせていただくこととなりました。県民の皆様から賜りました温かい励ましと力強い御支援に対し、心から感謝を申し上げますとともに、私に課せられた責任の重大さに、改めて身の引き締まる思いであります。

今日、我が国には、長引く景気の低迷、国と地方を通じた厳しい財政状況、持続可能な社会を構築するための社会保障と税のあり方、そして、東日本大震災からの復興やエネルギー政策など、様々な課題が山積しており、多くの国民は将来に対して漠然とした不安感や閉塞感を抱いているところであります。

こうした現状を打破し、子どもたちのために明るく確かな未来を拓いていくためには、全ての基本を「人」に置き、「人」に身近な存在である地方から活力を生み出し、元気を取り戻していくことが重要であると考えております。

このため、私は、様々な発展可能性を有する本県が、先頭に立って力強く前進していくことで、日本の元気を切り拓いて参りたいと思っており、そのための政策として、私が選挙期間を通じて県民の皆様にお約束をした7本の柱に沿って全力で取り組んで参りたいと考えております。

まず第一といたしまして、「災害に強い“とちぎ”」の実現であり

ます。

東日本大震災が及ぼした様々な影響につきまして、農産物の安全・安心のPRや風評被害払拭のための観光誘客対策、県有施設の除染等の取組をより一層加速させるとともに、大震災の経験を教訓とし、安全・安心な暮らしを支えるため、ソフト・ハード両面から防災・減災対策を講じ、震災復興を仕上げの段階へと進めて参りたいと考えております。

第二には、「人が輝く“とちぎ”」の実現であります。

とちぎづくりの原動力は「人」であります。引き続き「人づくり」を政策の中心に据え、世界に飛躍する若者の育成や、シルバー世代の社会参加の促進など、人を育み、全ての人が持てる力を発揮することができる社会づくりに積極的に取り組みます。

第三には、「支え合い思いやる“とちぎ”」の実現に向け、子育て、介護、福祉など、安全・安心な暮らしを支える施策の充実を図るとともに、強い絆で結ばれた地域づくりを推進して参ります。

第四には、「健康長寿“とちぎ”」の実現に向け、誰もが健康であり続けられるよう、県民、事業者の皆様と連携・協働して取り組む健康づくりや在宅医療体制の整備などを積極的に推進して参ります。

第五には、「成長力あふれる“とちぎ”」の実現に向け、県民一人ひとりが豊かさを実感できるよう、本県の強みを活かした産業の振興や雇用の確保を図って参ります。

第六は、「環境を守り活かす“とちぎ”」の実現に向け、本県のかげがえのない環境を未来へ継承していくとともに、太陽光、小水力、

バイオマスなど本県の特色を活かしたエネルギーの地産地消を目指し、様々な施策を展開して参ります。

第七として、様々な県民ニーズに対応し、元気なとちぎづくりを進めていくためには、揺るぎない土台が必要であります。「とちぎ未来開拓プログラム」の考え方を踏まえた財政健全化の取組をはじめ、行政改革や地方分権の着実な推進など、更なるとちぎの飛躍に向け、「揺るぎない基盤“とちぎ”」づくりに努めて参ります。

加えて、これらの施策の推進に当たって、私は、次の点を大切にしたいと考えております。

まずは、仕事の原点は現場にあることを徹底し、県民の皆様の思いや市町村の声を真摯にお聴きし、肌で感じることで、真に何が求められているかを見極めて参りますとともに、様々な課題に対し、立ち止まることなくスピード感を持って果敢に対応して参ります。

そして、県内外への発信力を一段と高めることにより、県民の皆様に県政への理解を深めていただき、県民協働の取組をより一層推進していくとともに、本県のブランド力の向上や地域経済の活性化につなげて参りたいと考えております。

私は、“チームとちぎ”のリーダーとして、本県を新たなステージへと高めて参りたいと考えております。新たなステージとは、“チームとちぎ”が様々な課題に果敢に挑戦していく先に創られる「日本一元気な“とちぎ”」そのものであります。

県民の皆様はもとより、市町村、関係団体等の力を“チームとちぎ”として結集し、人が輝き、人が集う「日本一元気な“とちぎ”」の実

現に向けて全力で取り組んで参ります。

改めまして、県民の皆様並びに県議会議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

次に、指定廃棄物の最終処分場への対応についてでございます。

私は、以前より、この問題の解決には地元の皆様に御理解をいただくことが大前提であると考えており、このため、去る11月28日に、国から候補地として提示された矢板市塩田地区に私自身が赴き、現地の状況を確認いたしますとともに、地元の皆様の声を直接伺って参りました。また、翌日にはその状況を園田環境副大臣に伝えてきたところであります。

県といたしましては、地元の皆様の不安や懸念を払拭するためにも、候補地選定の理由等について、矢板市とともに国の説明を聞かなければならないと感じており、今後は、そのような機会が得られるよう、国と矢板市との間に入って努力していく考えであり、引き続き、矢板市との信頼関係の下、適切に対応して参ります。

次に、県民の皆様と喜びを分かち合う報告が二つございます。

一つ目は、自転車ロードレースの国内ツアーである「Jプロツアー2012シーズン」において、「宇都宮ブリッツェン」が初の年間総合優勝を果たしました。この輝かしい功績を讃えまして、「栃木県スポーツ功労賞」を贈呈したところであります。「宇都宮ブリッツェン」が成し遂げた快挙は、多くの県民に希望と活力をもたらすものであり、更なる活躍を期待するところであります。

二つ目は、いちごの新品種「スカイベリー」についてであります。

多くの皆様に「スカイベリー」の美味しさや美しさをお知らせするため、去る12月6日に、本年産の初出荷に合わせた記念イベントを県庁で開催いたしました。また、来年1月からは、「とちまるショップ」を皮切りとして、農業団体と連携したPRを企画しており、併せて、高級果実専門店を中心にテストマーケティングを行うなど、平成26年冬からの本格出荷に向けて「スカイベリーブランド」を確立し、「いちご王国とちぎ」を支えるスターに育て上げて参りたいと考えております。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算2件、条例20件、その他の議案8件の計30件であります。このほか報告1件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算は、栃木県県民の森及び栃木県井頭公園の管理運営事業等に係る債務負担行為を追加するものであります。

第2号議案は、北那須浄化センター、大岩藤浄化センター及び思川浄化センターの維持管理に係る債務負担行為を追加するものであります。

第3号議案は、社会福祉法の一部改正に伴い、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第4号議案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の一部改正に伴い、鳥獣保護区等に設置する標識の寸法を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第5号議案は、医療法の一部改正に伴い、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第6号議案は、水道法の一部改正に伴い、県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第7号議案及び第9号議案は、道路法の一部改正に伴うものであります。第7号議案は県道の構造の技術的基準、第9号議案は県が管理する県道に設ける道路標識のうち一定のものの寸法を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第8号議案、第10号議案及び第12号議案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴うものであります。それぞれ高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な基準であり、第8号議案は県が管理する県道の構造に関する基準、第10号議案は特定公園施設の設置に関する基準、第12号議案は信号機等に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第11号議案は、公営住宅法の一部改正に伴い、公営住宅及び共同施設の整備に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第13号議案は、地方自治法の一部改正に伴い、地方自治法第二百七条の規定による実費弁償条例の一部を改正するものであります。

第14号議案は、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村に移譲するため、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条

例の一部を改正するものであります。

第15号議案は、都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料を定める等のため、栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第16号議案は、県税に係る不利益処分等について、栃木県行政手続条例の規定に基づき理由を示すこととする等のため、栃木県県税条例の一部を改正するものであります。

第17号議案は、食品衛生法施行令の一部改正に伴い、食品衛生検査施設の基準を定めるため、食品衛生法施行条例の一部を改正するものであります。

第18号議案は、職業能力開発促進法の一部改正に伴い、栃木県立産業技術専門校における職業訓練の基準を定める等のため、栃木県立産業技術専門校条例の一部を改正するものであります。

第19号議案は、都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の設置基準等を定める等のため、栃木県都市公園条例の一部を改正するものであります。

第20号議案は、下水道法の一部改正に伴い、流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理に関する基準を定めるため、栃木県流域下水道条例の一部を改正するものであります。

第21号議案は、公営住宅法等の一部改正に伴い、公営住宅の入居収入基準等を定める等のため、栃木県県営住宅条例の一部を改正するものであります。

第22号議案は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の

一部改正に伴い、栃木県暴力団排除条例の一部を改正するものであります。

第23号議案は、栃木県収用委員会委員笹沼和子氏及び田村恭一氏並びに予備委員安田真道氏の任期が来る12月14日に満了いたしますので、笹沼和子氏及び田村恭一氏の後任として鎌形俊之氏及び長谷川雅代氏を任命し、安田真道氏を再任することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第24号議案及び第25号議案は、当せん金付証票の発売について、それぞれ議決を求めるものであります。

第26号議案は、権利の放棄について、議決を求めるものであります。

第27号議案は、工事請負契約の締結について、議決を求めるものであります。

第28号議案及び第29号議案は、栃木県県民の森及び栃木県井頭公園に係る指定管理者の指定について、それぞれ議決を求めるものであります。

第30号議案は、訴えの提起について、議決を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。